

環境性能の高い作業船の使用に関する請負工事成績評価における取扱いについて
(平成26年4月1日以降公告工事から適用)

地方整備局（港湾空港関係）発注工事のうち請負工事成績評価の対象となる工事において、主作業船に環境性能の高い作業船を使用した場合は、環境性能の高い作業船を使用しない場合に比べ高い評価を行うこととする。

ただし、技術審査時に環境性能の高い作業船の使用について加点評価を行っている場合を除くこととする。

なお、環境性能の高い作業船とは、原動機（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準が適用される原動機に限る）全てが海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律における窒素酸化物放出基準を満足している作業船であり、国際大気汚染防止原動機証書により確認することとする。